

## 京都第一赤十字病院 看護系大学等奨学金貸与規程

### (目的)

第1条 この規程は、京都第一赤十字病院（以下「本院」という。）に、将来、看護師、助産師または保健師（以下「看護師等」という。）として勤務しようとする4年制看護系大学又は3年制短期大学並びに助産師養成学校（以下「大学等」という。）の学生に対する修学資金（以下「大学等奨学金」という。）の貸与について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (貸与の対象)

第2条 大学等奨学金の貸与は、看護師等の資格取得後、大学等奨学金の貸与を受けた期間（以下「貸与期間」という。）の2倍に相当する期間を本院で看護師等の業務に従事する意思を有する者に対して行う。

2 奨学生の人数は、年度ごとに別に定める。

### (貸与の額等)

第3条 大学等奨学金は、月額5万円を上限として貸与できるものとする。

2 大学等奨学金の貸与は、原則として4月と10月の年2回とし、1回につき6か月分を貸与する。

3 大学等奨学金の貸与期間は、貸与の決定をした年の4月1日から翌年3月31日までとする。

### (申請手続)

第4条 大学等奨学金の貸与を希望する者は、次の各号に定める書類を本院に提出するものとする。

- (1) 奨学金貸与申請書（様式第1号）
- (2) 奨学金振込依頼書（様式第2号）
- (3) 誓約書（様式第3号）
- (4) 履歴書（様式第4号）
- (5) 合格通知（1年次）もしくは直近の成績証明書

### (連帯保証人)

第5条 大学等奨学金の貸与を希望する者は、連帯保証人2名を立てるものとする（様式第3号）。

2 連帯保証人は、独立の生計を営む成年者で、大学等奨学金の返還に責任を負う者でなければならない。

### (選考)

第6条 奨学生の選考は、面接および前条に規定する書類の審査を実施のうえ、院長が決定するものとする。

2 前項に規定する選考の結果については、文書（様式第5号）で本人に通知する。

(貸与の取消)

第7条 院長は、奨学生が次に定める各号の一に該当したときは、その貸与を取り消すものとする。

- (1) 大学等を退学または転学したとき。
- (2) 大学等の学則により懲戒処分、除籍処分を受けたとき。
- (3) 奨学生を辞退したとき (様式第6号)。
- (4) 負傷または疾病等の理由により修学が困難となり、卒業の見込みがないと認められるとき。
- (5) その他、院長が取消を必要と認めたとき。

(返還義務の免除)

第8条 院長は奨学生が看護師等の資格取得後、貸与期間の2倍に相当する期間を本院で看護師等の業務に従事したときは、大学等奨学金返還の義務を免除するものとする。

- 2 院長は奨学生が死亡または心身の障害のため、学業を継続することができなくなったときは、大学等奨学金返還の義務を免除するものとする。

(貸与の停止)

第9条 院長は奨学生が休学または停学したときは、その日の属する月の翌月 (当該日が月の1日である当該月) から復学した日に属する月 (当該日が月の1日であるときは前月) まで大学等奨学金の貸与を行わないものとする。

(貸与金の返還)

第10条 院長は奨学生が、次の各号の一に該当する事由が生じた場合には、大学等奨学金を返還させるものとする。

- (1) 在学中に大学等奨学金貸与を辞退したとき。
- (2) 大学等を卒業した当年に看護師等の免許を取得できないとき。
- (3) 大学等奨学金の貸与を受けた者が貸与期間の2倍に相当する期間、本院の看護師等の業務に従事することができないことが明らかとなったとき。
- (4) 第7条各項により貸与が取り消されたとき。

(貸与金の返還額)

第11条 貸与金の返還は貸与を受けた額とする。

ただし、前条第1項(3)による大学等奨学金の返還金額は、次の計算式による。

$$\text{返還金額} = \text{貸与総額} - (\text{貸与総額}) \times \frac{\text{本院の看護師等業務に従事した期間 (月数)}}{\text{貸与期間 (月数)} \times 2}$$

(返還期日)

第12条 奨学金は原則として、奨学金を返還する事由が生じた日に属する月の翌月から2か月以内に全額を一括して返還しなければならない。

ただし、院長がやむを得ないと認めた場合は、返還の開始時期および返還方法を変更することができる。

(変更事項の届出)

第13条 奨学生は、次の各号に定める事項について変更があったときは、速やかに院長に書類(様式第7号の1、2)をもって届出なければならない。

- (1) 氏名、住所、電話番号を変更したとき。
- (2) 連帯保証人を変更したとき。
- (3) 奨学金の振込口座を変更したとき。
- (4) その他、奨学金貸与に必要な事項に変更が生じたとき。

(その他)

第14条 この規程に定めのない事項があるときは、院長が別に定めるものとする。

附則 この規程は平成27年11月1日から施行する。

令和4年4月1日一部改正